

立入検査について

【目的】

水道法第39条第1項等の規定に基づき、水道（水道事業及び水道用水供給事業の用に供する者に限る。）の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することを目的に実施。

【検査対象】

- ・ 厚生労働大臣認可の水道事業及び水道用水供給事業
- ・ 水道管理業務受託者
- ・ 国が設置する専用水道
- ・ 水道施設運営権者

【確認項目】

需用者の安全・安心の確保に重点を置きつつ、主として水道技術管理者の従事・監督状況等水道法に規定する事項の遵守状況、自然災害やテロ等危機管理対策の状況等について確認。

＜具体的には＞

- | | |
|----------------|----------------------------------|
| ① 資格等に関すること | （水道技術管理者、布設工事監督者等の事業の監督状況 等） |
| ② 認可等に関すること | （認可や各種届出状況、給水開始前検査の実施状況 等） |
| ③ 水道施設管理に関すること | （施設基準の遵守等、水道施設管理の実施状況 等） |
| ④ 衛生管理に関すること | （健康診断や衛生上の措置等、衛生管理の実施状況 等） |
| ⑤ 水質検査に関すること | （水質検査の実施状況、水質基準の遵守状況 等） |
| ⑥ 水質管理に関すること | （水源周辺等の汚染源の把握、水質管理に伴う施設整備の状況 等） |
| ⑦ 危機管理対策に関すること | （自然災害やテロ等、危機管理対策の実施状況 等） |
| ⑧ 情報提供等に関すること | （情報提供の実施状況や供給規程の周知等、住民対応の実施状況 等） |
| ⑨ 資源・環境に関すること | （水質汚濁防止法の遵守等、環境保全対策の実施状況 等） |
| ⑩ その他 | |

立入検査の実施状況について

近年の立入検査実施状況

年度	立入検査事業数				指摘件数(延べ)	
	上水	用供	水道管理 業務受託者	計	文書	口頭
H29	39	5	7	51	99	190
H30	40	2	1	43	101	212
R 1	22	7	5	34	49	105
R 2	24	3	4	31	69	85
R 3	4	0	0	4	15	25

令和3年度 指摘件数の内訳

令和3年度 指摘内訳	文書	口頭
① 資格等に関する事	0	0
② 認可等に関する事	2	3
③ 水道施設管理に関する事	1	6
④ 衛生管理に関する事	1	0
⑤ 水質検査に関する事	7	0
⑥ 水質管理に関する事	1	2
⑦ 危機管理対策に関する事	0	13
⑧ 資産管理に関する事	0	0
⑨ 住民対応に関する事	3	1
⑩ 資源・環境に関する事	0	0

令和3年度 主な文書指摘事例

① 認可等に関する事

- ◎ 認可上廃止になっている水源について、現状定常的に取水し、給水しているといった、認可内容と整合がとれていない点があった。
- ◎ 代表者が交代した際、給水開始前検査が必要な際、料金変更した際に届出をしていなかった。

② 水道施設管理に関する事

- ◎ 土木構造物や管路等について、点検頻度等を定め、適切な時期に点検を行っていなかった。

③ 衛生管理に関する事

- ◎ 遊離残留塩素が0.1mg/lを下回ることがあった。

④ 水質検査に関する事

- ◎ 検査に供する水の採取の場所について、配水管の末端等水が停滞しやすい場所であるとの確認ができなかった。
- ◎ 委託契約書に水質検査の結果の根拠となる書類に関する事項が含まれていなかった。

⑤ 水質管理に関する事

- ◎ クリプトスポリジウム等による汚染のおそれがある水源について、必要とされる設備が設置されていなかった。

⑥ 住民対応に関する事

- ◎ 臨時の水質検査結果について、情報提供していなかった。
- ◎ 水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項について、定期的に情報提供していなかった。

立入検査結果の公表等について

■ 指摘事項に対する改善報告

- ✓ 改善報告には、**具体的な改善内容及び解消時期等を明記**すること。
なお、報告内容によっては、改善報告の差し替えや、成果物の提出を求める。
- ✓ 指摘事項に対する**改善が確認できるまで、毎年度、フォローアップを行う**。

■ 立入検査結果の公表について

- 立入検査の結果は、厚生労働省水道課ホームページに掲載。
「厚生労働大臣認可事業者への指導監督に関する情報」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/jouhou/shidou/index.html>
- 立入検査で確認された好事例についても上記サイトに掲載（令和元年度実施分～）。

■ 立入検査結果の活用について

厚生労働省水道課ホームページで公表している立入検査の指摘結果を活用して、自らの水道事業等の点検を行い、適正な水道事業の管理・運営に努めていただきたい。